給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の
光ディスク又は磁気ディスクによる提出実施要領

【問い合わせ先】　熊取町税務課住民税グループ
☎072-452-1005

１．給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスク（以下、「光ディスク等」という。）による提出の概要

個人住民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書について、地方税法第３１７条の６第７項の規定により、関係市町村長の承認を受けた場合、光ディスク等により提出するものである。

２．光ディスク等収録対象者

（１）報告ディスク

給与又は公的年金等の支払を受けた者のうち、賦課期日（１月１日）現在、熊取町に住所を有する者すべてを対象者とする。従って、特別徴収の対象となる者に限らず、乙欄該当者、退職者等を含むことができる。

（２）税額通知ディスク（給与支払報告書提出のみ）

提出義務者において熊取町の特別徴収に該当する者すべてを対象者とする。従って、特別徴収最終入力（４月中頃）までに提出された「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は処理されており、その内容は反映しているため、他の特別徴収義務者からの転勤分も含まれる。

３．給与支払報告書の光ディスク等の規格等

光ディスク等の規格、ファイルの仕様及びレコードの内容並びにレコード作成要領は、『平成 27 年 12 月 25 日付け総税市第 86 号通知（以下、「当該通知」という。）』に記載のとおりとする。

４．給与支払報告書の申請手続き

（１）提出義務者は、当該通知に記載されている「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」を１０月３１日までに熊取町長に提出する。

（２）熊取町長が申請を承認したときは、承認した旨の文書を提出義務者に通知する。

５．給与支払報告書の光ディスク等の提出

光ディスク等の提出方法及び期限は次のとおりとする。

	提出方法	期限
報告ディスク（正・副　各１部） ※事業所名をレーベル面に記載又はラベルを貼付	提出義務者→熊取町 （持込み又は郵送）	１月３１日まで
税額通知ディスク（正･副　各１部） ※税額通知用の媒体を報告ディスクと同時提出して頂いた場合のみ	熊取町→特別徴収義務者 （郵送）	５月３１日まで
町・府民税特別徴収税額通知書	熊取町→特別徴収義務者 （郵送）	５月３１日まで

６．給与支払報告書の報告データの訂正

報告ディスク提出後に訂正又は追加が生じた場合は、提出義務者において給与支払報告書を作成し提出するものとする。この場合、摘要欄に「訂正分」又は「追加分」と記載する。

７．給与支払報告書の光ディスク等に他市町村分が混在していた場合の処理

提出された光ディスク等に他の市町村において課税すべき給与所得者に係るものが含まれていた場合には、熊取町において提出義務者にその旨を連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には当該通知に基づき、関係市町村に通知するものとする。

８．給与支払報告書の経費の負担

使用する媒体は全て提出義務者が用意する。

９．特別徴収税額通知の光ディスク等の規格等

光ディスク等の規格及びレコードの内容並びにレコードの作成要領は、当該通知に記載のとおりとする。

１０．公的年金等支払報告書の光ディスク等の規格等

光ディスク等の規格、ファイルの仕様及びレコードの内容並びにレコード作成要領は、当該通知に記載のとおりとする。

１１．公的年金等支払報告書の申請手続き

（１）提出義務者は、当該通知に記載されている「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書 」を１０月３１日までに熊取町長に提出する。

（２）熊取町長が申請を承認したときは、承認した旨の文書を提出義務者に通知する。

１２．公的年金等支払報告書の光ディスク等の提出

光ディスク等の提出方法及び期限は次のとおりとする。

	提出方法	期限
報告ディスク（正・副　各１部） ※事業所名をレーベル面に記載またはラベルを貼付	提出義務者→熊取町 （持込み又は郵送）	１月３１日まで

１３．公的年金等支払報告書の報告データの訂正

報告ディスク提出後に訂正又は追加が生じた場合は、提出義務者において公的年金等支払報告書を作成し提出するものとする。この場合、摘要欄に「訂正分」又は「追加分」と記載する。

１４．公的年金等支払報告書の光ディスク等に他市町村分が混在していた場合の処理

提出された光ディスク等に他の市町村において課税すべき年金所得者に係るものが含まれていた場合には、熊取町において提出義務者にその旨を連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には当該通知に基づき、関係市町村に通知するものとする。

１５．公的年金等支払報告書の経費の負担

使用する媒体は全て提出義務者が用意する。